

令和４年度吉富町多世代交流型複合施設（仮称）整備事業基本構想策定業務  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

吉富町に居住する町民すべての健康・文化教養・勉学・子育てのレベルアップを支援し、世代を超えた町民どうしの交流、さらには町外・県外・国外も含めた多様な交流を支援する施設として、広津地区の施設群の一面に、吉富町多世代交流型複合施設（仮称）の整備を検討している。町民の意向も調査し、その結果も踏まえ、町民が求める施設整備を進めたい。

2. 本業務の概要

(1) 業務名

令和４年度吉富町多世代交流型複合施設（仮称）整備事業基本構想策定業務

(2) 業務内容

令和４年度吉富町多世代交流型複合施設（仮称）整備事業基本構想策定業務特記仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の翌日から令和５年３月３１日（金）まで

(4) 委託料上限額

４，４００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く）。

3. 参加資格について

本プロポーザルに参加できる者は、次の(1)～(7)に掲げる要件をすべて満たす者であること。共同企業体による参加を希望する場合は、構成員のすべてが次の(1)～(3)に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約を締結している者
  - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者。
  - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (4) 福岡県及び大分県に本社・支社・営業所を置く法人格を有する事業者であること。
  - (5) 本要領の公告日以前に、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
  - (6) 延床面積3000㎡以上の建築物の基本・実施設計業務の実績を有する事業者であること。
  - (7) 統括責任者又は担当者が、同種又は類似業務の実績を有すること。  
※同種の業務とは、国又は地方公共団体が発注した国土交通省告示98号別添二に掲げる建築物の類型第十二号の用途等の第1類にある建築物の用途（公民館、集会場、コミュニティセンター等）の基本設計業務又は実施設計業務（監理業務は除く。）とする。  
※類似の業務とは、国土交通省告示98号別添二に掲げる建築物の類型第十二号の用途等の第2類にある建築物の用途（図書館）の基本設計業務又は実施設計業務（監理業務は除く。）とする。
  - (8) 仕様書の内容及び現地の状況を十分に理解したうえで、本プロポーザルに参加できること。

#### 4. 質問と回答について

##### (1) 質問方法

参加表明及び提案書に関して不明な点がある場合は、「質問書（様式第5号）」に質問事項を記載し、本要領13「担当課」宛にファックスにより提出すること。電話及び来庁による口頭での質問は一切受け付けない。  
なお、質問の内容で、「評価及び審査に関わる質問」及び「提案内容に関わる質問」については一切受け付けない。

##### (2) 回答について

質問と回答は、随時、町ホームページ上で公開する。  
なお、回答は、本要領書及び仕様書の追加又は修正とみなす。

##### (3) 質問の受付期間

令和4年10月7日（金）午後5時まで。

※ 最終回答は令和4年10月11日（火）午後5時までにいう。

## 5. 参加表明及び提案書について

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、本要領3「参加資格」を確認のうえ、次のとおり書類を提出すること。

なお、提出期限等については、本要領12「スケジュールについて」を参照のこと。

### (1) 参加表明について

- ① 参加表明書（様式第1号） 1部
- ② 会社概要書（様式第2号） 10部  
様式に示す会社概要を記載すること
- ③ 業務実績書（様式第3号） 10部  
業務実績には延床面積3000㎡以上の建築物の基本・実施設計業務の実績を1件以上記載すること。
- ④ 予定担当者の経歴等（様式第4号） 10部  
統括責任者又は担当技術者の経歴には、同種又は類似業務の実績を1件以上記載すること。また同種、類似業務がない場合は、その他業務実績を記載することも可能とする。
- ⑤ 事業者（法人）の履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し 1部  
グループで参加するものは代表企業のみ提出とする。
- ⑥ 提出期限  
令和4年10月13日（木）午後5時まで。
- ⑦ 提出方法  
提出書類を本要領13の「担当課」に持参又は郵送（提出期限に必着）にて提出すること。  
※ 提出の場合の受付時間は、吉富町役場の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時までとする。

### (2) 企画提案書について

#### ① 企画提案書：10部

全てA4判の任意様式とする（必要に応じてA3判の綴じ込みも可）。ページ数の制限はしないが、提案内容を簡潔に分かりやすくまとめること。視覚的表現（写真、イラスト、パース、その他これに類するもの）は、文章を補完するための必要最低限とし、具体的な建物の設計又はこれらに類する表現は必要ない。

また、以下の項目に関する提案を含めること。

（ア）業務実施体制及び業務行程表

業務実施体制については、実施チームの役割を記載する。

業務行程表については、関係者も含めた業務工程を、時系列による表で記載すること。

(イ) 業務に当たっての実施方針

吉富町の現状並びに地域性を踏まえた貴社の実施方針（考え方・姿勢など）を記載すること。

(ウ) 多世代交流型複合施設に関する提案

仕様書に記載する「吉富町多世代交流型複合施設」について、貴社の考え方を記載する。

記載に当たっては、敷地利用、図書館機能、子育て支援センター機能、住民福祉センター機能について、貴社の提案を記載する。

※（ウ）の提案に関して、詳細な建物プランや外観パースの提案は要求しない。

② 見積書：1部

本業務に係る全ての経費の見積額を提出すること。

見積書の様式は任意とするが、必ず仕様書3「業務内容」に記載する業務ごとの経費の内訳、消費税及び地方消費税を除いた価格と税込価格を記載すること。この際、見積書の税抜価格が本要領2(4)「委託料上限額」の範囲内となるよう提出することとし、それを上回る金額で見積書を提出した参加事業者は失格とする。

③ 提出期限

令和4年10月25日（火）午後5時まで。

④ 提出方法

提出書類を本要領13「担当課」に持参又は郵送（提出期限に必着）にて提出すること。

※ 提出の場合の受付時間は、吉富町役場の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時までとする。

6. 提案書の提出者の選定について

参加表明書を提出した者のうち、5者程度を企画提案書の提出者として選定する。選定結果は、令和4年10月14日（金）に、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールにてその旨を連絡することとする。

7. 委託者の選定方法について

(1) 選定者

委託候補者（以下、「候補者」という。）の選定は、吉富町職員で構成する「選定委員会」において行う。

(2) 選定方法

参加事業者から提出された提案書等について、書類審査とプレゼンテーションを実施する。あらかじめ設定した評価基準に基づき、選定委員会の委員が提案内容を総合的に評価・採点し、本業務の実施に当たり最適な提案をした事業者を候補者として1者選定する。

なお、プレゼンテーションにおける説明および質疑応答については、本業務を受託した場合に担当者となる者が主として行うこと。

### (3) 提案プレゼンテーションの日時等

提案プレゼンテーションの日時及び場所等の詳細については、参加事業者に対して別途通知する。

なお、プレゼンテーション当日は、Web 会議方式（会議ツール ZOOM を使用）でのプレゼンテーション及び質疑応答の内容を個々に審査するため、要点をまとめたパワーポイント資料等を画面共有しながらの説明を認めるが、企画提案書の内容の変更及び追加は認めない。時間は予定で30分（質疑応答10分含む）とする。

### (4) 選定結果

選定結果については、全ての参加事業者に対して参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知書面により通知する。

※ 本要領6「提案書の提出者の選定について」及び7「委託者の選定方法について」に関して、選定の経緯や内容については公表しない。また、選定結果に対する質疑や異議申し立ては受け付けない。

## 8. 提案評価基準（概要）

| 評価項目 |           | 評価基準                                     | 配点  |
|------|-----------|------------------------------------------|-----|
| 1    | 会社概要、業務実績 | 会社内容、技術力、提案力、組織体制、同種類似業務実績及び同等規模以上実績     | 10点 |
| 2    | 担当技術者実績   | 担当者の同種・類似業務実績                            | 10点 |
| 3    | 実施体制・工程   | 提案力のある担当者の配置、業務工程                        | 15点 |
| 4    | 実施方針      | 吉富町に対する理解とそれに対応する実施方針、多様な課題をまとめる能力       | 15点 |
| 5    | 施設に関する提案  | 多世代交流型複合施設に対する発想力及び知識                    | 30点 |
| 6    | 見積書       | 見積り価格、見積り内容の妥当性                          | 10点 |
| 7    | プレゼンテーション | 担当者の説明能力、本業務への意欲と姿勢、質疑に対する応答、コミュニケーション能力 | 10点 |

|         |      |
|---------|------|
| 合計点（満点） | 100点 |
|---------|------|

9. 参加事業者の失格について

参加事業者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明及び企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本要領3に定める「参加資格」を満たしていない又は満たさなくなった場合
- (3) その他本要領の定めに反した場合
- (4) 本件に関して不正な行為、不公平さを欠く行為等があった場合

10. その他

- (1) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、その一切を参加事業者の負担とする。
- (2) 持参以外の方法による場合で、参加事業者が提出した書類について不達及び遅配を原因とする不利益が生じても、本町はこの責を負わない。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (4) 書類の提出後における書類内容の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書等の著作権は参加事業者に帰属するものとし、無断で使用することはない。ただし、本プロポーザル手続き及びこれに関わる事務処理に必要な範囲においては、提案書の複製、記録及び保存を行う。

11. 契約について

契約内容については、「候補者」の提案書に記載された全内容を承認するものではない。契約締結に向けて、「候補者」と本業務の実施方針及び手法等について協議及び調整を行った上で、業務委託書の締結を行うものとする。協議が不調となった場合には、「次点の候補者」と同様の手続きを行うものとする。

なお、参加事業者が1社であった場合も本プロポーザルは有効とする。

12. 契約締結までのスケジュールについて

| 項目         | 日程（令和4年度）       |
|------------|-----------------|
| 質問受付期限     | 10月7日（金）午後5時まで  |
| 参加表明書等提出期限 | 10月13日（木）午後5時まで |
| 選定通知日      | 10月14日（金）午後5時まで |
| 企画提案書提出期限  | 10月25日（火）午後5時まで |

|             |             |
|-------------|-------------|
| プレゼンテーション実施 | 10月27日（木）予定 |
| 審査結果の通知     | 10月下旬       |
| 契約締結        | 11月上旬       |

13. 担当課

吉富町役場 未来まちづくり課

〒871-8585

福岡県築上郡吉富町大字広津226番地1

電 話 0979-24-1122（ダイヤルイン）

F A X 0979-24-3219

H P <https://www.town.yoshitomi.lg.jp/>

以上